

東邦大学理学部乗用貨物自動車使用規程細則

(事故の報告)

第1条 管理している東邦大学理学部乗用貨物自動車（以下「本車両」という。）で事故を起こした場合は、速やかに乗用貨物自動車管理委員会委員長（以下「委員長」という。）に報告するとともに、1ヶ月以内に報告書を提出しなければならない。

2 事故を起こした際の運転者および使用責任者は、その後の本車両の利用を一定期間あるいは永久に停止する。停止期間は以下の基準を標準とし、状況を勘案した上で、乗用貨物自動車管理委員会の議を経て委員長が判断する。

- a) 本車両のみの損傷などで修理が必要となった場合・・・事故から1ヶ月間以内
- b) 本車両以外の物損事故で弁償などが必要となった場合・・・事故から1年間以内
- c) 人身事故を起こした場合・・・事故から1年間以内あるいは永久

3 事故等により走行不能となった場合は、その期間中の使用の許可は無効とする。

(交通違反の報告)

第2条 管理している本車両で交通違反を起こした場合は、速やかに委員長に報告するとともに、1ヶ月以内に報告書を提出しなければならない。

附 則

- 1 この細則は、平成30年7月1日から施行する。